

西宮市第二庁舎（危機管理センター）整備事業
V E 提案実施要領

平成29年9月22日

西宮市

目 次

1 本書の位置づけ	1
2 VE提案に関するスケジュール	1
3 VE提案の目的	2
4 VE提案の範囲	3
5 VE提案に関する質問回答及び事前確認	5
6 VE提案書等の提出	5
7 VE提案の審査	6
8 実施設計への反映	6
9 費用負担	7
10 責任の所在	7
11 VE提案が実施できない場合	7
12 VE提案内容の保護	7
13 著作権	8
14 問い合わせ先	8

1 本書の位置づけ

本VE提案実施要領は、西宮市（以下、「市」という。）が第二庁舎（危機管理センター）整備事業（以下、「本事業」という。）の事業者選定にあたって、入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）が行うVE提案に関する事項を定めるものである。

本事業において、入札参加者は、市が実施した基本設計に対して、工事費等の縮減、第二庁舎供用開始の早期実現、品質・性能の向上等を実現するためのVE提案を行うことができる。

なお、VE提案は入札参加者の権利であり、VE提案書の提出の有無及びVE提案の採否については入札参加者が備えるべき参加資格要件としない。

2 VE提案に関するスケジュール

VE提案に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

	日程	内容
平成 29 年 度	9月22日（金）	入札公告 ・VE提案実施要領を含む入札説明書等の公表
	9月28日（木）～10 月4日（水）まで	入札説明書等に関する質問受付
	10月13日（金）まで	VE提案に関する事前確認書の提出 （個別対話参加者のみ）
	10月16日（月）～18 日（水）	個別対話の実施 ・VE提案に関する事前確認
	10月31日（火）頃	入札説明書等に関する回答の公表
	11月8日（水）～10日 （金）	入札参加表明等の受付
	11月17日（金）頃	資格審査結果の通知
	11月20日（月）まで	VE提案の受付
	12月4日（月）頃	VE提案審査結果の通知

3 VE提案の目的

VE提案は以下の目的のいずれか、又は複数の目的に合致するものであること。

(1) 工事費等の縮減

初期投資額、維持管理費用・設備更新費用の縮減

(2) 第二庁舎供用開始の確実かつ早期実現

平成33年2月末の第二庁舎等の建設の完了期限を遵守し、かつ早期の第二庁舎等の供用開始を実現するための、合理的な施工計画の採用、工程管理の最適化が図られること。

(3) 品質・性能の向上

第二庁舎等の基本計画コンセプト及び基本設計意図を踏まえた上で、特に以下の3点で、更なる品質・性能の向上が期待されること。(以下、この3点を総称して「VE提案重点テーマ」という。)

- ① 合理的な構造形式等の提案(構造形式・種別、免震装置の変更、外壁等の工法)
- ② 宮水保全や地盤特性に配慮した合理的な地下構造(施工深さ、杭工法等)
- ③ 第二庁舎供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の容易性の向上

(4) その他留意事項

「要求水準書 第1.3(2)施設計画の基本コンセプト」や別途貸与する「基本設計の協議記録」の内容を踏まえて、基本設計意図をよく理解した上で、実施すること。

4 VE提案の範囲

VE提案の範囲は、以下の通りとする。

(1) VE提案重点テーマに関連する提案

設計条件については基本設計書を遵守することを原則とする。

ただし、VE提案重点テーマに関連する提案を行う際に、その品質・性能の向上効果が十分に見込まれることや、基本設計書及び要求水準書に明示された性能と同等以上の性能が確保されていると、市が判断する場合に限り、基本設計書の記載内容の変更を認める。

ア 合理的な構造形式等の提案

- ・ 基本設計書に示す建物安全性能と同等又はそれ以上の安全性能を有し、経済的かつ合理的な構造形式・種別、免震装置、外壁等の工法等への変更提案は可能とする。
- ・ 設計用床積載荷重の設計条件は基本設計書に示す通りとする。
- ・ 基本設計書に示す通り、第二庁舎では、防災・危機管理の中核拠点としての機能を確実に維持する必要があるため中間層免震構造を採用することとし、免震層の位置の変更は認めない(想定外の浸水被害による免震装置への影響及び宮水への影響を最小限に抑えるため)。

イ 宮水保全や地盤特性に配慮した合理的な地下構造の提案

- ・ 基本設計書に示す宮水保全対策や地盤特性への配慮内容と同等又はそれ以上の性能を有する、合理的な地下構造の変更提案は可能とする。
- ・ 特に、掘削範囲ボリューム削減や透水路計画等の工夫による宮水への影響緩和、第二庁舎地下駐車場と地下連絡通路の接続工法、文化財・保護樹木の保全、合理的な液状化対策杭工法の変更提案等を期待する。

ウ 第二庁舎供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の容易性の向上提案

- ・ 基本設計書の記載内容の品質・性能以上であることを前提として、第二庁舎供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の容易性の向上に資する、外部・内部仕上の変更、設備仕様の変更、平面・立面・断面計画の変更は可能とする。

(2) その他のVE提案可能な範囲

- ・ 基本設計書に示す立面図及び外観パースに示す外観デザインイメージを踏

襲すること。ただし、外装仕上げは基本設計書に示す内容の品質・性能以上とする提案は可能とする。

- ・ 主要諸室の内装仕上げは、内観パースに示すイメージを踏襲すること。ただし、基本設計書の記載内容の品質・性能以上とする内装仕上げの変更を行う提案は可能とする。

(3) その他留意点

以下の条件にあてはまる場合には、基本設計書の記載内容の品質・性能以上とする提案であっても、VE提案が認められない場合がある。

- (ア) 周辺地域に対して工事中の騒音、振動等の影響が大きいと考えられるもの
- (イ) 環境負荷が大きいと考えられるもの
- (ウ) 第二庁舎供用開始以降の維持管理・設備更新・大規模修繕等の費用負担等が大きいと考えられるもの
- (エ) その他市が採用を適当と認めない相当の理由があるもの

5 VE提案に関する質問回答及び事前確認

(1) VE提案に関する質問回答

VE提案に関する質問の受付及び回答の公表は、入札説明書等に関する質問回答として行うので、入札説明書を参照の上、質問を提出すること。

(2) 個別対話によるVE提案に関する事前確認

本事業への入札参加を希望する者を対象に、基本計画コンセプト・基本設計意図の理解を深めること、本VE提案実施要領に規定する提案範囲の明確化を目的として、正式なVE提案に先立って個別対話による事前確認を行う。

正式なVE提案審査においては、VE提案書に基づいて提案の効果（コストを含む。）や設計変更に伴う懸案事項を総合的に評価して採否を決定するが、個別対話による事前確認においては、入札参加希望者が想定しているVE提案概要に関する意見交換を行い、正式なVE提案審査におけるVE提案効果の最適化を図る。

なお、個別対話への参加は入札参加希望者の任意とし、個別対話への参加の有無は正式なVE提案審査における採否には影響しない。

なお、個別対話でなされた質疑応答内容のうち、入札参加希望者の個別の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、入札説明書等に関する回答とあわせて公表する。なお、個別対話への参加を行った者の企業名は公表しないものとする。

6 VE提案書等の提出

VE提案を行おうとする入札参加者は、入札説明書を参照の上、入札公告時に公表する別添資料3「提案様式集」に示す関連様式の書類を提出すること。

7 VE提案の審査

(1) 採否の審査

入札参加者から提出されたVE提案書等について、市において各VE提案の採否を審査する。VE提案の審査にあたり、入札参加者から提出されたVE提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、個別ヒアリングを行って確認する場合がある。

(2) 審査結果の通知

各VE提案の採否結果は、VE提案審査結果通知書に採否の理由を付して、当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知する。なお、VE提案審査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

(3) 提案書及び入札書の提出

VE提案の採用が認められた入札参加者は、原則として当該VE提案を反映した提案書及び入札書を提出する。また、その後の検討によりVE提案を取り下げる場合は、VE提案辞退書（別添資料3「提案様式集 様式3-12」）を事業提案書の受付（二次審査）までに、市に提出すること。

VE提案が採用されなかった場合及びVE提案を行わなかった入札参加者は、市が提示した基本設計書等により作成した提案書及び入札書を提出する。

なお、入札参加者は、採用が認められなかったVE提案や、事前にVE提案として提出すべきであった内容を、提案書及び入札書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。提案書及び入札書の提出時に、これらの追加提案がなされた場合、市はこれらの提案を一切評価しない。

(4) 提案評価

提案書及び入札書の提出後、提案書及び入札書に反映されたVE提案について、選定委員会において落札者決定基準に示す評価基準に従って評価する。

8 実施設計への反映

本工事を実施するものとして選定された者（以下、「落札者」という。）は、VE提案の採用が認められ、かつ提案書及び入札書に反映したVE提案に基づき、請負契約締結後、実施設計及び本工事の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続きを行う。

9 費用負担

VE提案に要する費用は全て入札参加者の負担とする。また、VE提案に基づく実施設計及び本工事の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続きに要する費用は、入札価格に含めるものとする。

10 責任の所在

基本設計書に関する責任は市及び基本設計者が負担し、VE提案内容、VE提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての責任は落札者が負担する。市が当該VE提案の採用を認めることをもって、落札者の責任が軽減又は免除されるものではない。

11 VE提案が実施できない場合

請負契約締結後、提案書及び入札書に反映されたVE提案が実施不可能となった場合の定めについては、別添資料4「請負契約書（案）」を参照すること。

12 VE提案内容の保護

VE提案の内容については、採否の結果に関わらず、入札参加者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護する。

- (ア) VE提案の採否の結果は、当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知し、VE提案審査結果通知書は非公開とする。ただし、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係ることなく、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該入札参加者の承諾を得た内容については、「審査結果」とあわせて公表することがある。
- (イ) VE提案に係る採否の議事録等は非公開とする。
- (ウ) VE提案の採否の結果に係わらず、そのVE提案が一般的に使用されている状態であると市が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、市は無償で当該提案を使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(エ) 受注者の提案書及び入札書に反映されたVE提案は、本事業に関し、市が無償で使用できるものとする。

13 著作権

基本設計書に関する著作権は、市及び基本設計者に帰属する。

14 問い合わせ先

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎5階

西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当

0798(35)3338

電子メール：vo_shisetu@nishi.or.jp